

防府市産業戦略本部設置要綱

平成30年8月31日制定

（目的及び設置）

第1条 我が国経済が、平成24年11月を底に緩やかな回復基調を続ける中、本市においては、有効求人倍率でみた労働市場の人手不足がバブル期並みとなっている。今後、日本社会では、人口減少と高齢者層の増大が進展していくと予測されており、社会の様々な分野において担い手が不在となり、本市においても人手不足や活力遞減に拍車がかかると想像される。こうした状況の中、国や県と協力して本市の経済全体を活性化させる取組を総合的に推進するため、防府市産業戦略本部（以下「産業戦略本部」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、防府市中小企業振興基本条例（平成27年条例第22号）第2条の各号に定めるとおりとする。

（組織）

第3条 産業戦略本部は、本部長及び本部員並びに委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充てる。
- 3 本部員は総合政策部長、地域交流部長、産業振興部長、土木都市建設部長をもって充てる。
- 4 本部長に事故あるときは、あらかじめその指名する本部員が、その職務を代理する。
- 5 委員は15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- （1）本市の経済を牽引する主要企業等の代表者
- （2）様々な産業分野の中小企業者等
- （3）その他市長が認める者

（任期）

第4条 本部長及び本部員並びに委員の任期は、2年とする。ただし、本部員又は委員に欠員が生じた場合は、前条に従って新たな本部員を専任し、又は委員を依頼できるものとする。

(会議)

第5条 産業戦略本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 会議は、定足数を定めず、またやむを得ない理由により出席できない場合も代理人の出席を求めないものとする。

3 本部長は、必要と認める場合において、本部員及び委員以外の者に会議への出席を求め、意見または説明を聴くことができるものとする。

4 会議で議論された提案や意見は、市として必要の都度、事業化の検討や研究を行い、また国や県が行うべき内容と認められる場合は、速やかに陳情要望としてまとめ、本部長が関係の所管へ提出するものとする。

(事務局)

第6条 産業戦略本部の事務局は、総合政策部政策推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、産業戦略本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。